

四日市市管理職特別勤務手当支給規則を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第45号

四日市市管理職特別勤務手当支給規則の一部を改正する規則

四日市市管理職特別勤務手当支給規則（平成3年四日市市規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(手当の額)</p> <p>第3条 条例第53条の3第3項の規則で定める勤務は、<u>同条第1項及び第2項（四日市市職員の育児休業等に関する条例（平成4年四日市市条例第8号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。）の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</u></p>	<p>(手当の額)</p> <p>第3条 条例第53条の3第3項第1号の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>次に掲げる場合には、条例第53条の3第1項の規定による管理職特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第2項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。</u></p> <p>(1) <u>条例第53条の3第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合</u></p>	<p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>条例第53条の3第1項の勤務（管理職特別勤務手当を支給する勤務に限る。）をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職特別勤務手当を支給しない。</u></p>

(2) 条例第53条の3第2項の勤務を  
した後、引き続いて同条第1項の勤  
務をした場合

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(総務部人事課)